資料１－１

特定個人情報保護評価の再実施について

１　特定個人情報保護評価について

(1) 制度概要

国の行政機関や地方公共団体等が、特定個人情報、すなわち個人番号（マイナンバー）を含む個人情報のデータベースを保有しようとするときは、原則として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号利用法）に基づき、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を自ら検討・評価して評価書にまとめ、公表する必要がある。この制度を「特定個人情報保護評価」（以下「評価」という。）という。

(2) 本県における実施状況

本県では、知事においては 30 事務、教育委員会においては５事務、計 35 事務について評価を実施している（別紙１参照）。このうち、令和７年度に新たに評価を実施したのは１事務（別紙１の項番「教５」）である。

２　特定個人情報保護評価の再実施について

(1) 再実施の概要

特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針により、地方公共団体は評価を実施してから５年を経過する前に、評価を再実施するよう努めるものとされている。これを受けて本県では、神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、５年毎に評価を再実施することとしている（要綱第 12 条）。

(2) 再実施の手続

再実施にあたっての手続は次表のとおりである（要綱第 12 条）。

<table>
<tr><td>事務の
対象人数</td><td colspan="2">30 万人
以上</td><td colspan="2">10 万人以上
30 万人未満</td><td colspan="2">１万人以上
10 万人未満</td><td colspan="2">千人以上
１万人未満</td></tr>
<tr><td>個人番号の
取扱者数</td><td></td><td colspan="2">500 人
以上</td><td colspan="2">500 人
未満</td><td>500 人以上</td><td colspan="2">500 人未満</td><td></td></tr>
<tr><td>過去１年の
重大事故</td><td></td><td></td><td colspan="2">有</td><td>無</td><td></td><td>有</td><td>無</td><td></td></tr>
<tr><td>作成する
評価書</td><td colspan="4">全項目評価書（※１）</td><td colspan="3">重点項目評価書（※１）</td><td>基礎項目評価書</td></tr>
<tr><td>県民意見の
聴取</td><td colspan="4">必須</td><td colspan="3">重要な変更（※２）がある
場合のみ必須</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審議会</td><td colspan="4">重要な変更（※２）がある場合</td><td colspan="3" rowspan="4">報告</td><td rowspan="4">報告</td></tr>
<tr><td colspan="4">諮問</td></tr>
<tr><td colspan="4">重要な変更（※２）がない場合</td></tr>
<tr><td colspan="4">報告</td></tr>
</table>

※１　併せて基礎項目評価書も作成する。

※２　特定個人情報保護評価指針第６　２（２）に規定

(3) 本県における再実施の状況

ア　令和７年度について

令和７年度は、６事務について前回の評価から一定期間を経過したことに伴う評価の再実施を行った（別紙２参照）。

イ　令和８年度について

令和８年度は、令和８年４月 30 日時点（要綱で定める日）で、直近の評価書公表の日から４年が経過する３事務が評価の再実施対象となる（別紙３参照）。いずれの事務についても対象人数等の変更はなく、作成する評価書は従前と同種であった。

このうち、基礎項目評価書のみを作成する２事務の評価書（評価書番号 20 及び 24）は資料１－１別添のとおり。

基礎項目評価書及び全項目評価書を作成する事務の評価書（評価書番号２）のうち、全項目評価書については指針第６　２（２）に規定する「重要な変更」に該当する変更は無かった。当該事務に係るシステム概要及び評価書は資料１－２及び同別添のとおり。

参考①

特定個人情報保護評価に関する規則（抜粋）

（重要な変更）

第 11 条　法第 28 条第１項及び第２項の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

特定個人情報保護評価指針（抜粋）

第６　特定個人情報保護評価の実施時期

２　新規保有時以外

（２）重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更（規則第 11 条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうち**この指針の別表に定めるものについての変更**とする。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が直ちに重要な変更に当たるものではないが、特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更に該当する。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。ただし、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルの取扱いを変更せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後可及的速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

ア　システムの開発を伴う場合の実施時期

上記１（１）に準ずるものとする。

イ　システムの開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施時期

事務処理の変更の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

別表（第６の２（２）関係）

特定個人情報保護評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
１　重点項目評価書	１　個人番号の利用 ２　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ３　特定個人情報ファイルの種類 ４　特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 ５　特定個人情報ファイルに記録される主な項目 ６　特定個人情報の入手元 ７　特定個人情報の使用目的 ８　特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 ９　特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 10　特定個人情報の保管場所 11　リスク対策（重大事故の発生を除く。）
２　全項目評価書	１　特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 ２　個人番号の利用 ３　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ４　特定個人情報ファイルの種類 ５　特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 ６　特定個人情報ファイルに記録される主な項目 ７　特定個人情報の入手元 ８　特定個人情報の使用目的 ９　特定個人情報の使用部署 10　特定個人情報の使用方法 11　特定個人情報の突合 12　特定個人情報の統計分析 13　特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定 14　特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 15　取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 16　特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 17　特定個人情報の保管場所 18　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（重大事故の発生を除く。） 19　その他のリスク対策

参考②

神奈川県 特定個人情報保護評価 実施要綱（抜粋）

（５年毎の再評価）

第 12 条　番号利用所属の長は、５年毎に特定個人情報保護評価を改めて実施するものとする。

２　前項に規定する再評価を実施するため、番号利用所属の長は直近の評価書公表の日から４年を経過した後の最初の４月 30 日までに情報公開広聴課長へ基礎項目評価書を提出するものとする。

３　第１項の規定に基づき新たに作成する評価書が従前の評価書と**同種であり**、かつ、従前の評価書と比較して**指針第６　２(2)に規定する「重要な変更」に相当する相違点がない場合**には、重点項目評価の再実施に当たっては第６条の規定を適用しないこととし、当該評価書については情報公開広聴課長が審議会に報告を行うものとする。

また、全項目評価の再実施に当たっては、**番号利用所属の長**は県民意見聴取後の評価書について**審議会に報告し、同審議会の意見を聴く**ものとする。

４　第１項の規定に基づき新たに作成する評価書が前項の規定に該当しない場合には、本要綱に定める原則どおりに手続を実施するものとする。

※　第 12 条第４項の「本要綱に定める原則」のうち、審議会に係るもの

（第三者点検等）

第７条　全項目評価書（様式４）を作成する番号利用所属の長は、前条第３項に規定する評価書の案について、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、同審議会の意見を聴くものとする。

２　重点項目評価書（様式３）を作成する番号利用所属の長は、前条第３項に規定する評価書の案について審議会に報告し、同審議会の意見を聴くものとする。

３　**情報公開広聴課長**は、基礎項目評価書（様式２）について**審議会に報告する**ものとする。